

# 決済プラットフォームの動向

多田羅 政和 ●株式会社電子決済研究所 代表取締役社長／電子決済マガジン編集長

**PayPayを筆頭にコード決済サービスが勢いを増し、カードレス化の流れも引き続き加速。事業者が代金未回収リスクに対応できる「後払い」は新たな展開に入った。決済手数料を巡り銀行側の対応にも変化が。**

## ■コード決済が件数・金額とも大躍進、IC電子マネー超えへ

2018年頃から日本国内でも本格的に普及し始めたコード（バーコード、QRコード）決済サービスは、「〇〇Pay」のネーミングを冠したスマホ決済が続々と登場したこともあり、2019年には「ユーキャン新語・流行語大賞」トップテンに「〇〇Pay」が選出されるほどの勢いだった。大規模な還元キャンペーンや、日本政府が消費税増税に合わせて仕掛けたキャッシュレス推進施策とも相まって、大きく話題が先行していた印象だ。

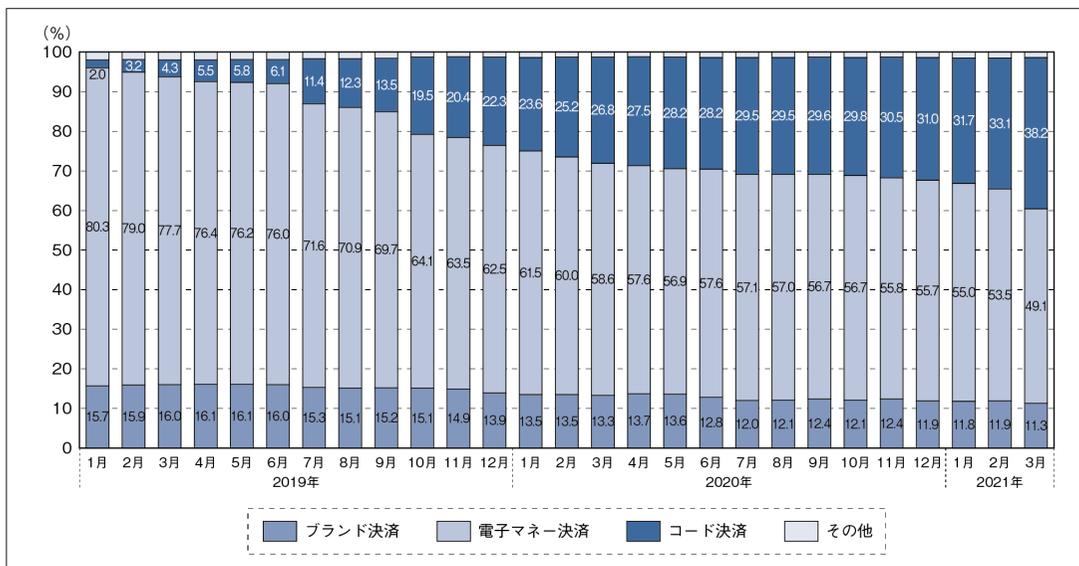
2021年に入るとその実態が明らかになった。ふたを開けてみれば、後発として2018年10月にサービスを開始した「PayPay」が、取扱高で2020年度（暦年）のコード決済市場全体の実に68%超を占めた。決済取扱高は2.8兆円で、対前年同期比では4.2倍の急成長<sup>1</sup>となり、さらに成長する余地もうかがわせて業界を驚かせた。2021年に入ってもその勢いは衰えず、4月～9月の半年間の決済取扱高は2兆4452億円となった。PayPayをはじめ多くのコード決済事業者が、中小店舗向けを中心にこれまで無料としてきた決済手数料について、同10月から有料化に踏み切った影響を考慮しても、通年では5兆円を超えてくる可能性がある。

なお、コード決済市場全体の数値は、キャッシュレス推進協議会が定期的に集計、公表している（「コード決済利用動向調査」）。ここから2020年時点の送金を含まない店舗利用金額を見ると4兆2003億100万円となっており、全体の伸長傾向から推計するならば、2021年は6～7兆円台に達することが見込まれる。

日本で2000年代に普及したキャッシュレス手段の代表例に「プリペイド方式のIC型電子マネー」があるが、こちらの2020年の決済金額が6兆342億円（日本銀行「決済動向2021」）なので、2021年中にはコード決済がプリペイドIC電子マネーを追い抜くことが確実視されている。

コンビニエンスストアにおけるキャッシュレス手段の利用動向を見れば、この傾向はより鮮明になる（資料2-1-6）。こちらは金額ではなく件数ベースの数字だが、大手コンビニチェーン3社（セブン・イレブン・ジャパン、ファミリーマート、ローソン）におけるキャッシュレス支払件数の内訳を見ると、2019年1月時点でキャッシュレス全体の8割以上を占めていた電子マネー（ただし、「iD」「QUICPay」を含む）の比率が、2021年3月には5割を切って49.1%まで低下した。入れ替わるようにコード決済の比率が上昇し、2021年3月時点では38.2%となった。電子マネーユー

資料 2-1-6 コンビニにおける月間キャッシュレス支払件数に各手段が占める割合



出所：キャッシュレス推進協議会、<https://www.paymentsjapan.or.jp/news/publications/20210604-cvs-payment-trends/>

ザーの一部が、還元キャンペーンなどを目当てにコード決済を併用している姿も容易に想像ができ、この傾向はキャンペーン施策が続く限り今後も続くと思われる。

もちろん、大先輩であるクレジットカードの年間取扱高（2020年は74兆4576億円、日本クレジット協会調べ）には遠く及ばないものの、新興のデビットカード（2020年は2兆2665億円、日本銀行調べ）やプリペイドIC電子マネーを一気に抜き去り、日本のキャッシュレスにおける「第2の選択肢」のポジションを確立していきそうだ。

## ■ ECの課題解決から始まった「後払い (BNPL)」に脚光

2021年に話題を集めた電子決済サービスのキーワードの1つに「BNPL」がある。「Buy Now, Pay Later（いま買って、支払いは後から）」の頭文字語で、海外では2010年代後半からサービス提供する事業者が現れ、少しずつ目にする機会が

増えていた。事業者の代表例であったスウェーデンのクラーナ（Klarna）や、オーストラリアのアフターペイ（afterpay）といった新興ベンチャーの企業価値の高さが注目され、米国のフィンテック企業であるスクエアによるアフターペイ買収（買収額は3兆円超）、同じく米国のストライプとクラーナの業務提携などもあって、その知名度は2020年以降、一気に高まった。

BNPLは日本語で「後払い」と訳される。日本国内ではネットプロテクションズが2002年に初めて提供を開始したが、ターゲットはEC市場、つまり非対面決済が求められるネット通販の課題を解決するための手段として開発・提供されたものだった。たとえばネット通販では、利用代金をコンビニ店舗で現金により支払える「コンビニ払い」の人气がまだまだ根強い。利用者は商品到着時に同梱されてくる請求書を使って支払いを済ませられ便利だが、商品を送り届けてしまった販売業者からすれば、請求書を同封したからといって期

日までに間違いなく支払ってもらえる保証はなく、代金の回収が事業者にとってリスクとなっている。

このリスク解消を狙ったのがネットプロテクションズの「NP後払い」だ。商品の注文確定と同時に同社が販売業者から債権を譲り受け、以降の請求は同社が担う。引き換えに販売業者から決済手数料を取るビジネスだ。実際、2020年通年で同社が手掛ける後払い関連の取扱高約4300億円のうち、EC市場に特化した「NP後払い」は全体の8割に当たる3400億円を占めており、サービス開始から20年が経過した現在も同社の事業を支える屋台骨だ。

人々の生活スタイルにECがすっかり定着する2010年代に入ると、ヤマト運輸や佐川急便といった宅配便事業者が集金にまつわる部分で「後払い」のメニューを用意した。また、2021年9月に米国のPayPalが3000億円で買収して話題になった「Paidy（ペイディ）」は、2014年に「後払い」のサービス「あと払いペイディ」を開始しており、携帯電話番号とメールアドレスさえ入力すれば、持ち合わせがなくても「後払い」がその場で選べる利便性を打ち出した。ほかにも2016年にファッション通販サイトの「ZOZOTOWN（ゾゾタウン）」が「ツケ払い」を提供し始めるなど、「後払い」を巡る動きは多様化していく。

スマホアプリとの連動も転換点となり、操作性を大きく向上させた「後払い」サービスが続々と登場する。たとえばフィンテック企業のカムムは、2016年9月から発行しているVisaプリペイドカード「バンドルカード」に、スマホアプリの簡単な操作で残高を立て替えて入金できる機能を追加した。メルカリ系のスマホ決済サービス会社であるメルペイも、プリペイド口座として提供していたメルペイ口座に、2019年4月から「後払い」の与信枠を紐付けられるようにした。

このように元々はネット通販事業者のリスク回避から始まった「後払い」は、利用者の手元にあるスマホと連動することによって柔軟なサービス提供が可能となり、リアル店舗での利用にも門戸を開くようになった。最近のユーザー調査<sup>2</sup>では、「後払い」を利用しているユーザーの多くが「クレジットカードも保有している」と回答しており、「後払い」への支持がクレジットカードの審査を通らない客層や、未成年層だけから寄せられているわけではないことを示している。

## ■クレジットの法改正でAI与信が可能に

こうした「後払い」の活況を受けて、規制当局も腰を上げた。割賦販売法は経済産業省が所管する後払いに関する法律で、クレジットカードやショッピングクレジットなどの2か月を超える支払いや、分割払いを対象としている。この法律では、従来、過剰与信の防止を目的として、クレジット利用者の年収などの属性情報をもとに算定した「支払可能見込額」の調査を事業者に義務付けており、これを超えるクレジットの利用を禁止してきた。

しかし、利用者の属性情報だけに頼らず、近年のIT技術を活用した新しい審査手法を採り入れたいと気運が事業者の間で高まったことから、2つの事業者区分を新設し、該当する事業者については利用実績などのビッグデータや、AI（人工知能）といった新技術を掛け合わせることに伴って審査や与信を認めるように法改正した。改正割賦販売法は2020年6月に公布され、2021年4月に施行された。

新設されたのは「認定包括信用購入あっせん業者」と「登録少額包括信用購入あっせん業者」の2つで、「認定包括信用購入あっせん業者」は、既存のクレジット事業者のうち、認定によって特例を受けられるようになった事業者を指す。その第

1号として、メルペイが2021年8月に経済産業大臣から認定を受けた。

もう一方の「登録少額包括信用購入あっせん業者」は、クレジットの利用上限額を10万円にとどめることを前提に、やはり従来とは異なる各社の与信審査手法が認められた事業者を指す。こちらでもスマホ決済サービスの「FamiPay」を運営するファミマデジタルワンが、2021年9月に登録を完了した。これを受けて同社は、後払いサービスとなる「ファミペイ翌月払い」の提供を開始している。また、Visaブランドのクレジットカードを発行するナッジも、同じく9月に「登録少額包括信用購入あっせん業者」への登録を完了し、サービスを開始した。AIなどによる独自審査の特性から「学生やアルバイト、フリーランスでも作りやすいクレジットカード」をうたいつつ、返済のタイミングを自分で自由に選べるようにするなど、既存のクレジットカードとの違いを打ち出している。

規制緩和により、注目の後払いサービス分野に最新技術を持ち込むことが可能になったことから、新旧の事業者による認定申請や登録は今後も続きそうだ。

## ■プラスチックカードからの脱却が進む

電子決済に用いられる「媒体」の面では、2021年もカードレス化の流れが加速した。iPhoneなどに搭載して利用できる「Apple Pay」では、5月に「Visa」ブランドの付いた決済カードに対応したのに対して、10月には「nanaco」「WAON」のプリペイドIC電子マネーが登録できるようになった。特にVisaの非対応は、世界中見渡しても日本だけという極めて特殊な状況が長らく続いていたので、日本でも広がり始めた国際ブランドの「タッチ決済」の露出とあわせて、今後Apple Payの取扱件数を伸ばす要因になりそうだ。

Apple Payのような電子決済へのスマホ活用が一般化してきたこともあって、クレジットカード会社が発行するプラスチックカードの券面にも変化が出てきている。三井住友カードやジェーシービー、楽天カードなどでは、カード番号や有効期限といったカード決済に必要な情報を、カードの表面に印字するのを止めてカード裏面に集約、もしくは裏面にも印字せずに、ユーザー自身でログインしたスマホアプリでのみカード情報が確認できるカードを提供し始めた。今後、これを標準的なサービス形態にしていく動きもある。スマホアプリ上ではカードの即時発行も可能にするなど、利便性の向上と同時に安全性を高める狙いがある。

さらにその先には、物理的なカードもスマホも不要の、生体認証による電子決済が待ち受ける。生体認証には、指紋、静脈、虹彩など様々な方式があるが、コロナ禍で「手で触れない」「人や機械と接触しない」ことへのニーズの高まりを受け、2020年～2021年にかけて顔の容貌を情報化（この情報を特徴量という）して用いる「顔認証」に大きな注目が集まった。マスクを着けたままでも顔が識別できるような技術改善なども施され、現在は施設の入場時や公共交通機関の利用時などで、導入の効果や使い勝手などが検証されている。そうした一連のトレンドの中で、小売店舗や無人店舗における「顔認証決済」もまた、全国各地で実証実験が始まったところだ。「顔パス」での決済は、まさに究極のカードレスといえる。

## ■支援か対立か、銀行と決済事業者の関係に変化も

クレジットカードをはじめとした電子決済サービスの多くは、これまでは主として民間の決済事業者が開発し、サービス提供してきた。それらの事業者は、与信、貸付といったクレジットカード

や後払いが提供する金融サービスを除けば、基本的には小売業やサービス業の店先で電子決済が行われた際に店舗側から受け取る「決済手数料」を事業の根幹としてきた。

近年、国を挙げてのキャッシュレス化気運の高まりとともに、この決済手数料に対する視線が厳しいものになっている。2021年10月からPayPayが有料化した際にも、設定された「税別1.98%」の手数料が高いか安いかの議論で世間は大いにざわついた。

しかし、決済手数料についてより根本的な値下げを実現できる可能性があるとするれば、それは銀行などの金融機関が直接提供する電子決済サービスだろう。なぜなら、銀行以外の民間の事業者が店舗などから手数料を徴収しようとする際には、銀行などへ支払う振込手数料なども考慮する必要があるためだ。プリペイド電子マネーへの入金（チャージ）にしても、民間の決済事業者はどこかで銀行の仲介に頼らざるを得ないのが現実だ。

その点で民間の決済事業者にとっては朗報といえる動きが2021年10月にあった。公正取引委員会の指摘を受けて、「全銀ネット（全国銀行資金決済ネットワーク）」の運営する「全銀システム（全国銀行データ通信システム）」が、銀行間の送金手数料を実に40年ぶりに引き下げた。これを受けて銀行各行は振込手数料の値下げに踏み切った。銀行や振込金額によって差異はあるが、大手行では220円だったものを150円～165円（他行宛て3万円未満の場合、税込み）まで引き下げしており、その影響は大きい。

ただし、値下げしたとはいっても無料ではない。そこで、これまで銀行のみが参加可能だった先述の「全銀システム」に、一定条件を満たした民間の決済事業者にも参加を認めることになった。具体的には資金移動業者の参加を想定し、制度整備を行ったうえで2022年中の開放を目指し

ている。

銀行業界自身も手数料のさらなる低廉化に取り組む意向で、2021年7月には多頻度・小口決済に特化した決済インフラを企画・運営するために銀行5行（みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行）が合弁会社を設立した。全銀システムを介さない決済インフラを新たに構築する。このプロジェクトでは、社名、サービス名ともに、「小（こ）口トラ（とら）ンスファー」の意味から「ことら（COTRA）」と命名されたという。1件10万円以下の送金をターゲットとし、携帯電話番号で送金相手を特定して送金する。銀行のほかに資金移動業者も利用できるようになる予定で、システムの稼働する2022年以降にサービス提供を開始する。

すでに銀行が直接提供するスマホ決済サービスは、「Bank Pay」や「銀行Pay」「J-Coin Pay」「COIN+（コインプラス）」など乱立気味でもあり、「送金」サービスをうたう「ことら」がどのような立ち位置となっていくのか見通しにくいのが、銀行側としては「民間事業者の支援」と「自らの新規事業領域」を両にらみで模索していく構図が今後も続きそうだ。

海外では既存の銀行に真っ向から勝負を挑もうとするフィンテック企業も見受けられるが、日本におけるフィンテックは既存銀行と競争するのではなく、むしろ積極的に銀行の業務支援に回ろうとする傾向が強いように見える。

その銀行業務の周辺で近年注目されている言葉に、「BaaS（Banking as a Service）」や「エンベデッド・ファイナンス（埋め込み金融）」がある。銀行システムのデジタル化が進展し、保有する各機能についてAPI対応やモジュール化が可能になったことから、異業種や民間事業者などに対して必要な銀行機能だけを切り出して提供しようとするものだ。そして、銀行がこれらの機能の提

供を可能にするために、銀行システムの開発や改修をフィンテック企業が担うという関係が増えつつある。

銀行法の下で主として金融サービスの提供に取り組んできた銀行と、加盟店の開拓など地道な努力により決済サービスの拡充に取り組んできた民間の決済事業者。協調と競争の探り合いは今後も

続く。2022年以降はさらに、「CBDC（中央銀行デジタル通貨）」や「日本円を裏付けとするステーブルコイン」などの発行と実導入に向けた動きが本格化することも予想される。キャッシュレスを巡る混沌とした動きにはより一層の拍車がかかりそうだ。

1. 2021年度第1四半期決算、Zホールディングス、2021年8月3日
2. 「メルペイ、消費と支払手段に関する調査を実施」、メルペイプレスリリース、2021年10月11日、<https://jp.merpay.com/news/2021/10/202109bnplsurvey/>など、いくつかの調査で同様の結果が出ている。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

## [インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2022年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)